

平成22年

上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

平成22年第3回定例会

第 1 号 (9月15日)

議事日程	5
会議録署名議員	5
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	6
会期決定について	6
諸般の報告	6
高橋成和の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	6
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	6
町長行政報告	7
教育長教育行政報告	7
議案第43号 上砂川町生活安全条例の制定について	8
議案第44号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)	10
議案第45号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計補正予算(第1号)	15
認定第1号 平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	16
認定第2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定について	16
決算特別委員会設置及び付託について	18
報告第3号 平成21年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	18
休会について	20
散会の宣告	20

第 2 号 (9月17日)

議事日程	22
会議録署名議員	22
開議の宣告	22
会議録署名議員指名について	22
一般質問	22
川上三男	23
町長 貝田喜雄	23
斎藤勝男	25
技師長 清野勝吉	26
総務課長 西村英世	27
議案第43号 上砂川町生活安全条例の制定について(原案可決)	28
議案第44号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第2号)(原案可決)	28
議案第45号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計補正予算(第1号)(原案可	

決)	28
調査第 3号 所管事務調査について(許可)	28
派遣第 2号 議員派遣承認について(承認)	29
追加日程について	29
議案第46号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)(原案可決)	29
意見書案第11号 道路の整備に関する意見書(原案可決)	31
意見書案第12号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書(原案可決)	31
意見書案第13号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書(原案可決)	32
意見書案第14号 後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書 (原案可決)	33
意見書案第15号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書(原案可決)	33
意見書案第16号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書(原案可決)	34
閉会の宣告	34
出席議員	35
説明のため出席した者	36
事務局職員出席者	36

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 2 年
上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 5 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 2 5 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
第 2 会期決定について
9 月 1 5 日～9 月 1 7 日
3 日間
第 3 諸般の報告
1) 議会政務報告
2) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（高橋議員）
3) 例月出納検査結果報告（6・7・8 月分）
第 4 町長行政報告
第 5 教育長教育行政報告
第 6 議案第 4 3 号 上砂川町生活安全条例の制定について
第 7 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度上砂川町一般会計補正予算（第 2 号）
第 8 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
※ 議案第 4 3 号～第 4 5 号は、提案理由・内容説明までとする。
第 9 認定第 1 号 平成 2 1 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
第 1 0 認定第 2 号 平成 2 1 年度上砂川町水道事業会計決算認定について
※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明・質疑までとし特別委員会に付託。
第 1 1 決算特別委員会設置及び付託について

第 1 2 報告第 3 号 平成 2 1 年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

○会議録署名議員

6 番 大 内 兆 春
7 番 川 上 三 男

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましても全員出席しております。

なお、7 月の人事異動によりまして西村総務課長、中島税務出納課長が本日の定例会より出席しておりますので、ご紹介いたします。最初に、西村総務課長。

○総務課長（西村英世） 総務課長の西村でございます。よろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 次に、中島税務出納課長。

○税務出納課長（中島隆行） 税務出納課長の中島でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（堀内哲夫） それでは、定足数に達しておりますので、平成 22 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、6番、大内議員、7番、川上議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月17日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告について報告を求めます。高橋議員。

○5番（高橋成和） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成22年空知中部広域連合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、平成22年8月18日水曜日午後1時半から。

場所は、空知中部広域連合広域介護予防支援セ

ンター世代間交流室です。

議件につきましてご説明いたします。議案第1号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて。議案第2号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて。議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて。認定第1号 平成21年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について。認定第2号 平成21年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について。認定第3号 平成21年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について。認定第4号 平成21年度空知中部広域連合老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。続きまして、認定第5号 平成21年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について。議案第4号 平成22年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）。議案第5号 平成22年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）。議案第6号 平成22年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）。議案第7号 平成22年度空知中部広域連合老人保健特別会計補正予算（第1号）。議案第8号 平成22年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）。議案第9号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例。選挙第1号 空知中部広域連合選挙管理委員及び同補充員の選挙について。

結果といたしまして、慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

資料につきましては事務局のほうにありますので、ごらんいただければと思います。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の

6、7、8月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 次、日程第4、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（貝田喜雄） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成22年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について、特にご報告申し上げる事項はありませんが、町内外の行事、会議などにつきましてはお手元に配付の行政報告書のとおりでありますので、ごらんをいただきまして、町長行政報告にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 次、日程第5、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（勝又 寛） 教育行政報告を申し上げます。

平成22年第2回定例会以降の町内外の主な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、放課後子ども教室の実施状況並びに全国学力・学習状況調査の結果につきましてご報告を申し上げたいと思っております。

初めに、小学生を対象としました放課後子ども教室の実施状況であります。第2回6月定例町議会におきまして教育執行方針と関連予算を計上いたしまして、7月には中央小学校全児童に案内及び登録チラシを配布し、7月の夏休みから実施の運びとなりました。夏休み中は、学習で1年生から6年生までの8名が7月30日、31日、8月1

日、8日の4日間を中央ふれあいセンターで行いました。スポーツでは、4年生から6年生までを対象といたしまして野球では4名が中央小学校のグラウンドで、バドミントンでは中央小学校体育館で7名が7月の26、27、28、29、8月の9日、10日にそれぞれ近年にない暑さの中で、学習と同様に午前10時から正午までの2時間を汗を流したところであります。

夏休み以後の予定は、既に実施しておりますが、学習は毎週金曜日午後3時から5時まで、土曜日は午前10時から正午までの2時間を月4から5回を予定し、野球とバドミントンは毎週木曜日午後3時から5時までの放課後に月3回から4回を開催することとしております。ただし、野球につきましては、10月までの開催としております。また、指導者のアドバイザーは、土曜日の学習は岩見沢教育大の学生にお願いし、その他の曜日の学習とスポーツにつきましては地域住民の方の協力を得て実施しております。必要備品や消耗品につきましては、アドバイザーの要望を取り入れて、都度購入を行い、対応しているところであります。

本事業は新規事業のため、募集定員の各20名には届いておりませんが、小学校の学校だよりも掲載され、今後の人数増加を期待しているところでありますし、全児童に対しまして再募集チラシの配布も行っております。一人でも多くの子供たちに参加をしていただき、当初の目的であります放課後や週末等に子供たちの安全、安心な活動拠点である居場所を設け、地域の方々の協力を得て子供たちとともに勉強やスポーツを実施することにより、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを目指してまいります。

次に、全国学力・学習状況調査につきましては、ことしで4回目となりましたが、従来の全校参加方式から、ことしは3割程度の抽出方式に変更になったところであります。当町では、中学校が抽出対象校となり、4月20日に中学校3年生を対象

に国語と数学について実施され、その結果が文部科学省から公表されました。なお、抽出対象から外れました小学校につきましては、全国と同じ問題が無償で配られる希望利用により同日、小学校6年生を対象に国語と算数を実施いたしました。この採点や集計、分析につきましては、文部科学省は行わず、道教委が行ってくれることになっておりますが、結果につきましては9月末から10月上旬ということですので、今回の公表されております中学校の結果について報告させていただきたいと思っております。

全国の公表結果は、基礎知識を問うA問題と知識を活用するB問題に分けられて公表されましたが、全教科ともA問題よりもB問題が低く、応用や記述式問題に弱い傾向は変わらなかったところであります。北海道の中学生は、国語Aは全国平均に近づきましたが、国語B、数学A、数学Bの3教科につきましては差が広がったところあります。本町の中学校につきましては、国語については前年と同程度の正答率となっておりますが、全道より低く、数学につきましてはA問題は前年度より低い正答率となり、B問題は全道よりかなり低い正答率となっております。

国語については、漢字を読む問題は高い正答率となっておりますが、書くことへの問題では1文を2文に分けて書くことや本文中の表現が例えている内容をとらえて書くなどの設問について正答率が低くなっております。数学につきましては、特に図形、数量関係の問題はかなり低い正答率となっております。このため、国語では文章に書かれている内容を正確に理解し、内容を要約して書かせるなど言語活動とともに、読書に親しむ習慣を身につけさせるためにも学校図書を活用を強化してまいります。

数学においては、今中学校に本年4月から道教委の事業として行われております巡回指導教員事業において数学の指導において豊富な経験を持つ巡回教員が週3時間派遣されておりますので、巡

回指導教員と教科教員による複数配置による授業の活用により、不得意な数量や基本的な図形を理解させる授業等の指導を徹底させてまいりたいと思っております。この巡回指導教員事業につきましては小学校におきましても週4時間派遣されており、複数配置による授業が行われているところであります。これからも全協員に対しまして再度学年の発達段階に応じた繰り返しによる基礎基本を定着させる授業の指導も徹底することとしております。

また、学習状況調査では、テレビ、ゲームをする時間が長いことや家庭での学習時間が短いなど、生活習慣、家庭学習に課題があることから、これらも学習が低いことへの相関関係があると思われまので、家庭での学習習慣の定着を図るため、保護者との連携を強化するとともに、家庭学習の仕方などについても指導してまいります。教育委員会としましても、今後も子供たちにわかりやすく楽しい授業をするためにも、教職員の校内研修、教科サークルの充実と教職員個々の指導力向上がとても重要でありますので、学校現場に適切な指導を行い、子供たちの学力向上に努めてまいりますので、ご理解を賜り、お願い申し上げます。

教育行政報告にさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎議案第43号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、議案第43号 上砂川町生活安全条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第43号 上砂川町生活安全条例の制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町生活安全条例を次のとおり制定するも

のとする。

提案理由といたしましては、町民の生活の安全に関し、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに安全意識の高揚を図り、自主的な安全運動を推進することにより、安全で安心できる地域社会の実現を図るため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第43号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。1の条例の目的でございますが、急激な社会環境の変化により、身近なところで犯罪等が増加傾向にあり、住民生活に大きな不安が広がりがつあるところでもあります。このような状況のもと、北海道や道内各市町村において安全で安心な地域づくりを目指した生活安全条例等の制定が進められており、中空知管内におきましても上砂川町、奈井江町を除く5市3町におきまして既に条例を制定しているところでもあります。本町におきましては、これまで防犯協会、交通安全推進委員会などを中心に各種取り組みを実施してまいりましたが、町、町民、事業者等の役割などの基本事項を定め、さらに安全意識の高揚を図り、自主的な安全運動の推進など連携、協働により犯罪や事故等のない安全で安心して暮らせる地域社会づくりの実現を目的に本条例を制定するものでございます。

2の条例の概要でございます。(1)、責務のうち①の町の責務でございます。1点目といたしまして、町民等が安全意識の高揚を図るため、各種媒体を利用し、安全な生活を送るための広報活動を行うこととでございます。2点目は、地域での

防犯パトロールや交通安全指導などの町民等が行う自主的な活動に対する支援を行うこと。3点目は、防犯灯の整備、道路、歩道等の整備などの環境整備に努めること。4点目といたしましては、関係行政機関及び関係団体と連携し、犯罪や事故等の被害者からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援制度に関する情報の提供を行うなど、被害者支援に努めることとなっております。そのほか、この条例の目的を達成するために国、道などの関係行政機関及び防犯協会、交通安全推進委員会などの関係団体とそれぞれの役割に応じて連携を図るものでございます。②の町民、土地、建物の所有者及び管理者と③の事業者の責務でございます。みずからの生活や事業活動を通じ、安全の確保や安全な社会をはぐくむための活動の推進に努め、さらに町が実施する各種施策を協働により推進するものでございます。

(2)の協力の要請につきましては、目的を達成するために関係行政機関、関係団体とより一層の推進を図るために連絡調整をし、協力を要請するものとなっておりますので、ご理解願います。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町生活安全条例。

(目的)

第1条 この条例は、町民の生活の安全に関し、町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに安全意識の高揚を図り、自主的な安全運動を推進することにより、安全で安心できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住所を有する者、又は滞在する者及び町内に存する土地又は建物等の所有者及び管理者をいう。

(2) 事業者 町内で事業活動を行う全ての者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる生活安全施策（以下「安全施策」という。）の実施に努めるものとする。

（1）町民等が安全意識の高揚を図るための啓発

（2）町民等が行う自主的活動の支援

（3）安全で安心な地域づくりのための環境整備

（4）犯罪、事故等の被害者等の支援

（5）前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 町は、前項各号に規定する施策を推進するため、関係行政機関及び関係団体とそれぞれの役割に応じた連携を図るものとする。

（町民の責務）

第4条 町民は、自らの生活の安全の確保及び安全な地域社会を育むための活動の推進に努めるとともに、町が実施する安全施策を協働により推進するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの事業活動の安全の確保及び安全な地域社会を育むための活動の推進に努めるとともに、町が実施する安全施策を協働により推進するものとする。

（協力の要請）

第6条 町長は、町が安全施策を実施するために必要があると認めるときは、関係行政機関及び関係団体と連絡調整し、協力を要請することができる。

（委任）

第7条 この条例施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第44号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、議案第44号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第44号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億6,340万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月15日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第44号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金247万2,000円の追加で、1億2,340万1,000円となります。

2項国庫補助金247万2,000円の追加で、1,797万4,000円となります。

14款道支出金455万円の追加で、1億2,090万3,000円となります。

1項道負担金165万2,000円の追加で、7,187万2,

000円となります。

2 項道補助金360万2,000円の追加で、3,487万3,000円となります。

3 項道委託金70万4,000円の減額で、1,415万8,000円となります。

18款諸収入22万3,000円の追加で、2億4,926万9,000円となります。

5 項雑入22万3,000円の追加で、2億3,733万6,000円となります。

20款繰越金1,505万5,000円の追加で、3,133万円となります。

1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計が2,230万円の追加で、24億6,340万円となります。

2、歳出、2 款総務費416万1,000円の追加で、1億2,072万円となります。

1 項総務管理費486万5,000円の追加で、1億396万円となります。

4 項選挙費70万4,000円の減額で、476万2,000円となります。

3 款民生費32万4,000円の追加で、6億5,884万4,000円となります。

1 項社会福祉費32万4,000円の追加で、5億9,541万6,000円となります。

4 款衛生費742万2,000円の追加で、2億1,374万7,000円となります。

1 項保健衛生費742万2,000円の追加で、8,608万2,000円となります。

5 款労働費195万円の追加で、854万3,000円となります。

1 項労働費、同額であります。

8 款土木費523万円の追加で、2億1,709万1,000円となります。

3 項住宅費523万円の追加で、1億242万6,000円となります。

10款教育費96万3,000円の追加で、8,470万6,000円となります。

2 項小学校費75万円の追加で、2,699万7,000円

となります。

3 項中学校費21万3,000円の追加で、3,245万8,000円となります。

11款災害復旧費225万円の追加で、226万3,000円となります。

2 項その他公共施設災害復旧費225万円の追加で、225万円となります。

歳出合計が2,230万円の追加で、24億6,340万円となります。

事項別明細書6 ページ、歳出でございます。3、歳出、総務費、総務管理費、1 目一般管理費190万4,000円の追加で、4,061万7,000円となります。7月1日付の機構改革に伴い、欠員等につきまして7月20日より雇用いたしました2人の臨時職員に係ります健保、年金及び賃金の追加でございます。

5 目財産管理費75万円の追加で、2,175万円となります。7月1日の機構改革に伴います庁舎内の電算移設及び電話の配線等の修繕料の追加でございます。

9 目諸費304万円の追加で、513万6,000円となります。23節償還金利子及割引料の追加で、自立支援給付費、更生医療費、女性特有がん検診の利用者減によります前年度の精算還付金を追加するものでございます。

10目町民センター管理費105万2,000円の減額で、1,416万1,000円となります。町民センター臨時事務員が3月31日で退職となりましたので、賃金を減額するものでございます。

11目地域振興費22万3,000円の追加で、938万3,000円となります。地域づくり研修会事業22万3,000円を追加予算計上するもので、資料にて説明をさせていただきます。

お手元に配付しております資料ナンバー2をごらん願います。地域づくり研修会事業で、第4回明日の上砂川を考える集いについてであります。本事業につきましては、ことしで4回目となり、上砂川町の新たな町づくりのために講師を交えた

意見交換に取り組むものでございまして、対象につきましては商工会議所会員、町内事業所に勤務する者、町職員及び町議会議員としており、本年11月18日に上砂川岳温泉パンケの湯で開催を予定しているものでございます。講演の内容につきましては、「いつまでも住みよい上砂川のために先進事例「ふれあいネットワークサービス」に学ぶ」と題し、奈井江町商工会商業部会長、森岡氏を講師に開催を予定しているものでございます。6番目の予算につきましては、総額22万3,000円で、例年どおり市町村振興協会助成金22万3,000円の交付を受け、報償費以下の所要の予算を計上するものでございます。

予算書にお戻り願います。6ページ、選挙費でございまして。総務費、選挙費、4目参議院議員選挙費70万4,000円の減額で、424万2,000円となります。本年7月11日に執行の参議院議員通常選挙の執行経費の精査による減額でございまして。

民生費、社会福祉費、4目特別養護老人ホーム費32万4,000円の追加で、1億2,720万円となります。11節需用費で、はるにれ荘の給湯管の漏水の修繕32万4,000円を追加するものでございます。

衛生費、保健衛生費、2目予防費742万2,000円の追加で、1,661万円となります。平成22年度インフルエンザワクチン接種費用の助成に係る追加でございまして。資料にて説明をさせていただきます。

資料ナンバー3をごらん願います。1の目的及び接種費用の助成内容でございまして、従前の新型と季節性インフルエンザに対応できる新ワクチンが10月1日より全町民を対象に接種が始まることとなります。接種費用につきましては、1回目が3,600円、13歳未満のみとなりますが、2回目の接種が2,550円を予定しており、昨年の新型インフルエンザワクチンの接種費用と同様となる見込みでございまして。本町におきましては、接種費用の負担軽減を図るため、新型インフルエンザワクチンの助成制度とほぼ同じ内容の助成制度を設

けるものでございます。助成の内容でございまして、下記の表のとおりで、国の基準につきましては生活保護世帯、町民税非課税世帯については全額助成としておりますが、本町ではこの国の基準を超え、助成範囲を拡大するもので、町単独制度といたしましては高校生以下、妊婦、1歳未満児の保護者につきましては少子化対策と子育て支援の観点から全額助成とし、さらに65歳以上の町民税課税世帯の人につきましても従前の季節性インフルエンザ接種助成と同様、1回につき1,000円の一部助成をするものでございます。

2の経費の歳出の表をごらん願います。全額助成は、国の基準で①、②の生活保護、非課税世帯で合わせまして1,544人、585万9,300円となり、これに町単独の全額助成であります③、④の課税世帯の高校生以下、妊婦等268人、135万7,500円を加え、1,812人で721万6,800円となるものでございます。さらに、⑤の生活保護、非課税世帯以外の65歳以上の町単独一部助成で885人、88万5,000円を加えまして、事業費合計で810万1,800円となるものであります。なお、予算計上につきましては、予防接種法の改正が予定されており、法改正前につきましては事業実施が国となり、法改正後におきましては町が実施主体となりますことから、歳出の表の欄外に記載しておりますが、改正前の接種費用につきましては扶助費におきまして事業費の2分の1、405万1,000円を、改正後につきましては委託料で事業費の2分の1、405万1,000円から当初予算において既に計上しております65歳以上の一部助成経費68万円を差し引いた337万1,000円を計上するものでございます。歳入につきましては、補助基準額が440万6,000円となり、その4分の3の330万4,000円を歳出の考え方に合わせまして道負担金及び道補助金にそれぞれ2分の1ずつ見込むものでございます。

接種対象者と接種時期につきましては、全町民が対象となり、10月1日から接種が始まりますが、接種場所及び接種費用の助成につきましては、全

額助成対象の生保、非課税者及び高校生以下などの者につきましては、法改正前、10月を見込んでおりますが、実施主体が国となりますことから町外の医療機関において接種した場合でも助成対象となりますが、法改正後、11月以降を見込んでおりますが、実施主体が町となりますことから、町外の医療機関で接種した場合につきましては助成対象外となり、対象となるのは町内医療機関での接種のみとなるものでございます。なお、65歳以上の課税対象世帯の方につきましては、従前の季節性インフルエンザ接種と同様に町内医療機関のみでの接種が助成の対象となるものでございます。

助成の方法につきましては、町内医療機関での接種につきましては事前に申請し、助成対象証明書を医療機関に持参した上、自己負担分のみ支払い、町外につきましては全額を一たん立てかえていただき、領収書等を担当課に持参し、後日振り込むものでございます。

予算書にお戻りください。ただいまの説明によりまして、費用といたしまして委託料で337万1,000円、扶助費で405万1,000円を追加するものでございます。

次に、労働費でございます。労働費、1日労働諸費195万円の追加で、854万3,000円となります。国の緊急雇用対策となります町有施設等環境整備事業経費の追加でございます。

資料ナンバー4をごらん願います。本事業につきましては、失業者の雇用の確保を図るため、国の平成20年度の第2次補正予算により道において設置いたしました北海道緊急雇用創出事業臨時交付金を活用し、実施するものでございます。本町におきましては、平成21年度から23年度までの3カ年分として1,262万6,000円の配分が予定されており、その一部を活用するもので、既に当初予算におきまして公共施設等環境整備事業として304万2,000円を計上し、公共施設等の周辺の草刈りなどを実施しているところであります。事業の追

加募集がございましたので、町有施設等環境整備事業としまして追加実施するものでございます。

事業の内容でございますが、各町有施設、周辺等の除雪等の環境整備を実施するもので、事業の要件は3に記載のとおりでございます。全額補助対象となるもので、雇用期間につきましては平成22年11月1日から平成23年2月28日まで、町の直接雇用により3人を雇用し、それぞれ77日の事業量を見込むものでございます。予算につきましては、賃金で157万8,000円のほか、事業に必要な消耗品、燃料費等の需用費のほか、機器借り上げ料など37万1,000円を含め、総額195万円となるものでございます。

予算書にお戻り願います。8ページ、土木費でございます。土木費、住宅費、2目公営住宅建設費523万円の追加で、5,692万3,000円となります。既設公営、改良住宅のデジタル化対応改善に係る工事費の追加でございます。

資料ナンバー5をごらん願います。既設公営、改良住宅改善事業地上デジタル放送化に伴います共聴施設の改修でございますが、6月議会の補正予算におきまして地上デジタル放送化に伴う共聴施設の調査委託料を予算計上しているところでございます。この調査結果によりまして、2階建ての重ね住宅について受信状況の調査を行い、69棟486戸について電波調査を行いました結果、下鶉団地で21棟128戸、朝陽台団地で5棟40戸、緑が丘団地で1棟8戸、本町単身者住宅で1棟8戸の計28棟184戸について受信状況が悪く、建物内の配線及び増幅器などの取りかえ工事が必要となりましたことから、これらに係る工事費523万円を追加するものでございます。

予算書へお戻り願います。教育費、小学校費、1日学校管理費75万円の追加で、2,143万7,000円となります。18節備品購入費で、中央小学校に配置しております平成3年度購入の除雪機を更新するものでございます。

教育費、中学校費、2目教育振興費21万3,000

円の追加で、788万6,000円となります。7月に函館市において開催されました中体連陸上競技大会に400メートルリレーなど4種目に生徒8人が出場いたしましたので、引率教員2名と合わせまして、この出場経費の補助金を追加するものでございます。

災害復旧費、その他公共施設災害復旧費、1目公共施設災害復旧費225万円の追加で、225万円となります。8月23日から24日にかけての大雨によります災害復旧事業に係る追加でございます。

資料ナンバー6をごらん願います。8月23日から24日にかけての大雨による被害状況でございますが、北海道付近の大気の状態が非常に不安定となったことによる大雨によりまして、本町におきましても町道などに被害が発生しております。初めに、降雨量でございますが、8月23日から24日まで106.1ミリとなっております。

次に、被害状況でございます。初めに、町道鶉下鶉線の緑が丘カーブ頂点付近につきましては、道路沿いの斜面が地すべりによりまして一部道路に土砂が流出したもので、道路に流出した土砂を撤去いたしまして、のり面を整形、あわせまして路肩に大型の土のうを設置し、雨水の排水処理を行い、8月27日には復旧を終了しております。所要経費につきましては、115万円となっております。

次に、町道鶉下鶉線、旧郵政官舎付近でございますが、町道の一部が陥没し、L型擁壁及びのり面に被害を受けたもので、現在片側交互通行としておりまして、被害の拡大を防ぐため、脱落の危険性のあるL型擁壁2個を撤去し、ブルーシートなどによりのり面を保護しております。被害が生じた原因を調査するため、道路下に埋設の横断管渠の内部をカメラ調査いたしましたところ、排水管の中間地点におきまして排水管が折れていることが判明いたしましたので、道路を開削し、既設の排水管を取りかえることとしております。なお、既設の排水管につきましては60センチでござ

いますけれども、今後の災害防止の観点から1メートルの排水管に変更することとし、現在測量調査設計を進めているところでございます。所要経費につきましては、L型擁壁撤去工事としまして30万円、排水管のカメラ調査委託費で15万円、復旧工事に係ります測量調査委託費で65万円で、合計で110万円となっておりますが、排水管布設がえ等の復旧工事につきましては測量調査設計によりまして積算後、本議会最終日に追加議案にて補正予算を提出させていただきたいと考えております。なお、この災害復旧工事の補助金採択につきましては、北海道と協議を進めておりましたが、補助基準を満たさないことから、交付税措置のございます災害復旧事業債を予定しているところでございます。

また、中町工業団地の上砂川バイオの裏ののり面でございますが、こちらにつきましては9月9日の早朝の雨により、9月9日にのり面の地すべりの被害が発生したものでございます。現在被害の拡大を防ぐため、ブルーシートなどによりのり面を保護しており、こちらの復旧工事につきましても現在事業費の積算をしておりますので、下鶉の配水管布設がえ工事同様本議会最終日に追加補正予算を提出させていただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他の被害状況でございますが、5カ所で被害が発生しておりますが、既存予算においてそれぞれ対応を終えておりますし、もしくは今後実施をすることとしております。また、下鶉、若草団地裏手のがけ崩れにつきましては、民有地でございますが、緊急応急措置を行い、ブルーシート等でのり面の保護等を行っておりますが、今後土地所有者が復旧工事を行うこととなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

予算書へお戻りください。ただいまの説明の費用といたしまして、委託料で80万円、工事請負費で145万円を追加するものでございます。

次に、歳入でございます。5ページをお開き願

います。2、歳入、国庫支出金、国庫補助金、4目土木費補助金247万2,000円の追加で、1,610万4,000円となります。既設公営、改良住宅改善事業523万円に係る制度補助金を追加するものでございます。

道支出金、道負担金、3目衛生費負担金165万2,000円の追加で、165万2,000円となります。1節保健衛生費負担金で、インフルエンザワクチン接種助成に係ります法改正後の負担金を計上するものでございます。

道支出金、道補助金、3目衛生費補助金165万2,000円の追加で、252万3,000円となります。1節保健衛生費補助金で、道負担金同様、インフルエンザワクチン接種費用助成に係る法改正前の補助金を計上するものでございます。

4目労働費補助金195万円の追加で、535万円となります。緊急雇用創出推進事業に係る補助金を追加するものでございます。

道支出金、道委託金、1目道委託金70万4,000円の減額で、1,268万4,000円となります。参議院議員選挙費の精査による減額でございます。

諸収入、雑入、5目雑入22万3,000円の追加で、2億3,733万2,000円となります。市町村振興協会地域づくり研修会の助成金22万3,000円を追加するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金1,505万5,000円の追加で、3,133万円となります。不足となります財源につきまして、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎議案第45号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第45号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第45号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ981万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月15日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第45号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、1、歳入、1款財産収入117万5,000円の追加で、970万5,000円となります。

1項財産売払収入、同額であります。

歳入合計が117万5,000円の追加で、981万5,000円となります。

2、歳出、1款宅地造成費117万5,000円の追加

で442万2,000円となります。

1 項宅地造成費、同額であります。

歳出合計が117万5,000円の追加で、981万5,000円となります。

事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、歳出、宅地造成費、宅地造成費、1 目宅地造成費117万5,000円の追加で、442万2,000円となります。昨年完売いたしました鶉本町分譲地のうち1 区画の返還がございましたので、売買契約条項に基づき買い戻しをするため、計上するものでございます。

次に、歳入でございます。2、歳入、財産収入、財産売払収入、1 目宅地売払収入117万5,000円の追加で、970万5,000円となります。1 節宅地売払収入につきましては、歳出でご説明いたしました鶉本町分譲団地の1 区画の売払収入を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 内容の説明を終わります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第9、認定第1号及び日程第10、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由の説明及び内容の説明を求めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました認定第1号並びに認定第2号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願い

いたします。

認定第1号 平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号であります。認定第2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明につきましては副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で認定第1号及び認定第2号について提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び第2号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております平成21年度上砂川町各会計決算の概要、こちらを読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページでございます。平成21年度各会計当初予算は、財政健全化計画に基づき、経費の縮減を図りつつ、限られた財源を有効かつ効率的な活用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び教育環境整備に配慮した予算計上を行い、さらに国の経済対策予算であります経

済危機対策事業やきめ細かな臨時交付金事業及び各学校耐震化、大規模改修事業などを補正予算において予算計上を行ったところでございます。財政健全化計画の遂行に当たっては、人件費の削減措置を継続し、町長は30%、副町長、教育長で25%、職員で15%の削減を実施し、議員等の非常勤特別職の月額報酬につきましても10%の削減を実施したところでございます。積立金につきましても、人件費の削減のほか、普通交付税での地域雇用創出推進費の創設や特別交付税で人口急減補正による増額などによりまして財政調整基金等へ4億4,000万円ほどの積み立てを行い、年度末基金残高は11億円ほどとなったところでございます。

一般会計での主な歳入歳出の状況でございます。歳入につきましては、町税で前年度対比1,414万円減の1億7,363万5,000円、地方交付税は前年度比6,164万3,000円増の16億4,116万6,000円、国庫支出金は定額給付金事業や地域活性化臨時交付金等の増収により前年度比1億9,912万円増の3億7,322万3,000円となり、歳入総額では31億7,718万5,000円の決算となったところでございます。次に、歳出でございますが、公債費で償還終了により前年度対比6,876万4,000円の減の5億2,094万5,000円、投資的経費で地域活性化対策事業や公営、改良住宅改善事業等の増加により前年度比1億3,498万円増の2億3,881万4,000円となり、歳出合計で30億9,349万5,000円の決算で、歳入歳出差し引き8,369万円となっております。このうち1,932万6,000円が繰越明許費財源でございますので、実質収支は6,436万4,000円となるものでございます。

財形構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成20年度で臨時財政対策債を含め83.8%でありましたが、平成21年度では1.4ポイント減の82.4%まで減少したところでございます。これは、健全化計画による人件費の削減や公債費の減少など行財政改革の効果によるものでございます。財政力指数につきましては、過去3

力年平均で13.2%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源にゆだねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計でございますが、各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っておりますことから、平成21年度決算におきましても赤字の特別会計は生じていないという状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。各会計決算額の表であります。一般会計では歳入で31億7,718万5,000円、歳出で30億9,349万5,000円となり、歳入歳出差し引き8,369万円となりましたが、翌年度への繰り越し財源1,932万6,000円を差し引いた実質収支につきましては6,436万4,000円となるものでございます。また、特別会計であります。8つの特別会計合計で歳入が10億1,697万1,000円で、歳出が10億1,174万円となり、歳入歳出差し引きで523万1,000円となるものでございます。全会計の合計では、歳入で41億9,415万6,000円、歳出で41億523万5,000円で、歳入歳出差し引き8,892万1,000円となったところでございます。

なお、3ページから5ページまで、各会計決算の主な内容をまとめてございますので、後ほどごらんをいただきたくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で認定第1号及び認定第2号についての内容の説明を終わります。

ここで全体を通して質疑を受けたいと思いません。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 次、日程第11、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案ありました認定第1号 平成21年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成21年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数7名で構成する決算特別委員会を設置いたして、閉会中の継続審査も含めこれに付託し、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号につきましては、7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります大内議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせにより総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には川上総務文教委員長、副委員長には数馬総務文教副委員長を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますですが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。

また、決算特別委員会には、これらの資料等を使用いたしますので、お忘れのないように必ず持参願いたいと思えます。

◎報告第3号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第12 報告第3号 平成21年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました報告第3号 平成21年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成21年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、報告第3号の内容についてご説明をいたします。

お手元に配付しております資料ナンバー7をごらんいただきます。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に伴い、報告するものでございます。

各判断比率につきましては平成19年度より報告を行っており、平成20年度からはこれらの比率が国の示す一定の基準を上回りますと早期健全化団

体や財政再建団体となり、議会の承認を必要とする財政健全化計画または財政再生計画の策定が義務づけられ、自治体の財政運営は国や道の管理下に置かれるものでございます。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、普通会計の決算における赤字の割合を示す比率で、本町の場合におきましては一般会計、診療所会計、土地取得会計の3会計に係るもので、3会計の実質収支は繰越明許費財源を除き6,436万4,000円の黒字決算となっていることから、平成20年度同様、実質赤字比率につきましてはゼロとなっているものでございます。

次に、連結赤字比率ですが、普通会計とそれ以外の各特別会計における赤字比率をあらわしておりますが、各特別会計においても赤字決算をしておりませんことから、連結赤字比率につきましてもゼロとなっているところでございます。

実質公債費比率につきましては、公債費の支出に係る一般財源の負担割合を示すもので、平成18年度は33%と国の示す早期健全化基準25%を大きく上回っておりましたが、平成20年度では発展基金からの借入金の影響がなくなったことにより14.9%となり、さらに平成21年度では3.7ポイント減の11.2%となる見込みでございます。

将来負担比率につきましては、全会計の公債費残高に対する一般財源の負担額、一部事務組合の公債費残高に対する負担額、そして職員が全員退職したと仮定した場合の退職手当組合への負担額等で算出されるものでございますが、平成20年度では194.2%となっておりますが、平成21年度では公債費残高の減少や充当可能基金保有額の増加によりまして、前年度より52ポイント減の142.2%となる見込みでございます。

次に、資金不足比率でございますが、本町の場合、平成20年度同様、下水道事業会計、土地開発造成事業会計、水道会計の3会計の比率が求められているもので、それぞれ会計ごとに20%以上となりますと早期健全化団体となり、財政健全化計

画同様、議会の議決を要する経営改善計画の策定が必要となるものでございます。

資金不足比率の算定方法は、3特別会計ごとに異なりますが、下水道事業特別会計におきましては決算時における歳入歳出の差し引きで算出され、21年度決算では一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っておりますことから、資金不足比率はゼロとなっております。

土地開発造成事業会計は、公債費の残高と未分譲地に係る土地の時価評価額との差し引きで算出されまして、土地の時価評価額につきましては固定資産評価額をもって算出しており、土地の時価評価額が公債費残高を上回っていることから、資金不足比率はゼロとなるものでございます。

水道事業会計につきましては、未収金、流動資産でございますが、と未払い金、流動負債の差し引きで算出されますが、未収金には水道料金の未納分や一般会計からの繰入金が含まれ、未払い金を上回っていることから、資金不足比率がゼロとなるものでございます。

本町の財政4指標及び資金不足比率につきましては、すべて国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されますことから、引き続き厳しい財政運営が強いられるものと見込まれております。

以上、内容の説明とさせていただきますけれども、このたびの報告は、今後国や北海道との協議等により比率が変更となる場合がございます。そのことから、暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましても昨年同様、町広報及びホームページにて行うこととしております。

なお、総務省におきましては、9月下旬から10月上旬にこの暫定値につきまして公表を行う予定となっております。確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われることとなっていることを申し添え、本文に入らせていただきます。

本文でございます。1、財政健全化判断比率(暫

定値)。単位はパーセントでございます。区分、上砂川町の比率、実質赤字比率0.00、連結実質赤字比率0.00、実質公債費比率11.2、将来負担比率142.2。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、40.0、35.0。

2でございます。資金不足比率（暫定値）。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。土地開発造成事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

報告第3号 平成21年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については報告済みといたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日16日を休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、16日を休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、17日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時25分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 川 上 三 男

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平 成 2 2 年

上砂川町議会第3回定例会会議録（第2日）

9月17日（金曜日）午前10時00分 開議
午前10時55分 閉会

○議事日程 第2号

- 第1 会議録署名議員指名について
- 第2 一般質問
- 第3 議案第43号 上砂川町生活安全条例の制定について
- 第4 議案第44号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第45号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
※ 議案第43号～第45号は、質疑・討論・採決とする。
- 第6 調査第3号 所管事務調査について
- 第7 派遣第2号 議員派遣承認について
(追加日程)
- 第8 議案第46号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）
- 第9 意見書案第11号 道路の整備に関する意見書
- 第10 意見書案第12号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書
- 第11 意見書案第13号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書
- 第12 意見書案第14号 後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書
- 第13 意見書案第15号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書
- 第14 意見書案第16号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書

○会議録署名議員

6番 大内 兆 春
7番 川上 三 男

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は9名です。

理事者側につきましても全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成22年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、6番、大内議員、7番、川上議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 川上 三 男 議員

○議長（堀内哲夫） 7番、川上議員、ご登壇の

上ご発言願います。

○7番（川上三男） 私は、平成22年第3回定例会に当たり、後期高齢者医療制度について質問をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を別の制度に移して、医療費を別勘定にし、その一定割合を高齢者に負担させる仕組みです。負担割合は、当初は1割で、高齢化や医療費増加に合わせて2年ごとに引き上げます。実際に制度から2年後のことし、多数の都道府県で保険料が値上げされました。年齢で区別する別勘定の制度をつくったのも、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者に自分の感覚で感じ取ってもらうためです。現役世代に重い支援金を課して高齢者医療費を負担させる仕組みにしたことで、現役世代から医療費抑制の圧力をかけようというねらいも明らかです。お年寄りの医療費を別勘定にして、さんざん肩身の狭い思いをさせて、無理やり医療費を抑制する。ここにお年寄りの人間としての尊厳を踏みにじり、長寿を喜べないような立場に追い込んだ後期高齢者医療制度の非人間性の根源があります。

ところが、厚生労働省は、高齢者の医療費に関する負担の明確化が図られたと後期高齢者医療制度の利点と評価し、別勘定の仕組みを温存しようとしています。民主党の山井和則厚生労働政務官も、医療費抑制はある程度やらないと財政的にもたないと医療費抑制の目的も認めています。現行制度の加入者のうち8割以上の高齢者を従来と同じような別勘定の制度に入れて、医療費の抑制を図る。これでは、後期高齢者医療制度の廃止どころか、形を変えたうば捨て山の存続と言うほかありません。仮に対象年齢を65歳に引き下げるとなったら、それこそうば捨て山の拡大です。

民主党は、後期高齢者医療制度を廃止して老人保健制度に戻すと公約していたのに、政権についた途端、新制度をつくる、こう言って4年後まで廃止を先送りしました。その新制度がうば捨て山

の存続という、二重に許せません。民主党は、新制度をつくるまでの負担軽減策も約束していたのに実行せず、多くの都道府県で保険料が引き上げられました。厚生労働省案では大多数の高齢者は国保に組み込まれますが、もともと国保は失業、廃業、不安定雇用の増加で財政の悪化が深刻です。国庫負担の引き上げは急務であります。民主党は9,000億円の予算措置を約束していたのに、これも守っていません。国民に対する何重もの裏切りでは許されません。

後期高齢者医療制度は速やかに廃止し、減らされ続けた国庫負担を抜本的に増額して、人間らしい高齢者医療費に転換することが今求められています。

そこで、私の質問ですが、この制度に対する町長の政治的認識について、どのような考えでいるのかをお伺いいたします。

また、もう一つは、現在の4月から改正された内容が上砂川町ではどのような変化が起きているのか、これを伺って、私の質問を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいまの7番、川上議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（貝田喜雄） 7番、川上議員の後期高齢者医療制度についての政治的認識についての質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、医療制度改革に伴い、高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じ公平に負担することが必要であることから、75歳以上の人を対象に、従前の老人保健制度と異なり、国民健康保険や社会保険などから切り離し、独立した医療保険制度として平成20年4月より施行され、この制度の運営につきましては都道府県単位で行われ、北海道では北海道後期高齢者医療広域連合が行い、市町村は保険料の徴収や各種申請、届け出などの窓口業務を行い、2年半が経過しようとしております。

本町での被保険者は、75歳以上の方全員と65歳

以上の一定の障害者の方が対象となりまして、7月の末日現在で894人となっているところでございます。ご承知のように、この制度につきましては発足当初より低所得者の保険料のあり方や年金から保険料を天引きする特別徴収での納付方法などが問題となっております、国にあってはこの低所得者保険料の軽減措置の見直しのほか、納付方法については特別徴収と口座振替による普通徴収の選択制を取り入れるなどの経過措置を講じ、改善を重ねてきたところであります。しかしながら、高齢者の医療費の増加に比例し、2年ごとの保険料見直しに当たり保険料の引き上げが行われているもので、制度継続にあってはさらなる負担増への懸念など、依然としてこの制度に対する問題点も残され、本町におきましても改定のたびに保険料が引き上げられ、生活が厳しくなったとの声も寄せられており、このようなことから制度の廃止や見直しが求められているものと認識しているところでございます。

また、人口比率の上昇による引き上げ分については国庫補助金で行うとしておりましたが、その後厚生労働省より広域連合の余剰金の活用、都道府県の財政安定化基金の取り崩し、さらには市町村の法定外繰り入れなどによる自助努力により保険料値上げの抑制を行う旨の通知がなされ、市町村におきましても新たな財政負担が求められるもので、本町の脆弱な財政状況をかんがみますと、その対応は厳しい状況であり、医療保険制度維持のためにはやむを得ないとはいえ、必ずしも好ましい制度とは言えないと考えております。しかし、後期高齢者医療制度は、国の包括的な制度であることから、直ちにこの制度を廃止いたしますと新たな混乱を生じるところであります。

このような状況の中、昨年の政権交代によりまして、厚生労働省におきましては後期高齢者医療制度の問題点を改めるとともに、利点は残し、さらに後期高齢者医療制度の廃止を契機として国民健康保険の広域化を実現するための新たな医療制

度について高齢者医療制度改革会議を設置し、検討を始めており、この新たな制度が十分な審議が行われ、国民の理解を得られる中でよりよい制度となることを期待しているところであります。この新しい制度につきましては、平成25年4月からの導入に向け取りまとめを行っているところでございまして、改善を要するものにつきましてはこれまで同様町村会などを通して国に対し要望してまいりたいと考えているところでございます。

また、本年4月からの保険料の改定による本町の影響でございますが、均等割保険料につきまして339人の方が年額で4万3,100円から4万4,100円に1,000円の引き上げが行われたものであり、年金収入が少なく軽減措置を受けている低所得者の方についても、年金収入80万以下で他の所得がない354人の9割軽減の方で年額で100円増の4,400円に、年金収入153万円以下で8.5割軽減の125人の方で300円増の6,600円に、そして年金収入177万5,000円以下の9人の5割軽減の方で500円増の2万2,000円に、さらに年金収入188万円以下の67人の2割軽減の方で800円増の3万5,300円に改定されたところでございます。このことから、低所得者に対してはもちろんのこと、高齢者全体に少なからず影響を及ぼす状況にあり、生活実態とかけ離れた制度に移行しつつあると思っております。

このことから、さきに申し述べましたが、今後におきましてもこの制度の動向に留意しつつ、必要に応じて改善要望等々に努めさせていただきましますので、ご理解賜りたくお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○7番（川上三男） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 齋藤勝男議員

○議長（堀内哲夫） 次、3番、齋藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（齋藤勝男） 私は、第3回定例議会において、通告いたしております3件の一般質問をさせていただきます。

1件目でございます。朝陽台公園と道道砂川芦別線、朝陽台バス停連結階段凍結による転落防止策について、下記のとおりお伺いいたします。本件につきましては、平成四、五年ごろに建設されました13棟から成る改良住宅地で、建設完成時に公園横から道道に通じる階段が設置されたものでございます。この階段は22段から成っており、勾配も急で、冬期間除雪を絶えずしなければならない状況です。この階段は、通学路階段として小中高生のバス停までの利用度が非常に高く、十数名の児童、学生が冬期間利用いたしております。また、地域住民もバス停までの連結階段として多数の方が利用している状況で、このような利便性上から、町内会、特にボランティア活動として二、三名の方が十数年間にわたっての冬期間の除雪作業により通学路、生活連結階段としての安全性、利便性が確保されてきた状況でございます。

しかしながら、階段の安全確保作業は、凍結を取り除くという重労働作業で、今まで除雪作業に従事してこられた方々も高齢となり、今までのような重労働作業ができない状況となっております。町内会としてさまざまな解決策を検討してまいりましたが、いまだ解決に至っていないのが現状でございます。通学児童の安全確保、地域住民の生活階段としての利用上から、どうしても冬期間も必要であり、重労働作業にならないよう、行政で凍結防止材、ゴムマット等を階段に設置していただけるかどうか、行政の考えをお伺いいたします。また、ことし設置が不可能としても、今後の課題として検討の考えがあるかどうか、また各種の対策を考えていただけるかどうかお伺いいたします。

2件目、選挙における期日前投票者への投票受け付け時誓約書への氏名、住所の記入省略について、下記のとおりお伺いいたします。選挙の投票率を上げることは、本町にとって大きな課題で、行政としても日々努力されていることと思いません。本町の投票率は、空知管内においては管内では高い投票率になっておりますが、それでも70%前半です。このような状況下において、期日前投票者は全国的に増加しており、本町においてもことし7月の参議院選での期日前投票者は500名を超え、全体投票者の5人に1人は期日前投票でございます。本町の高齢化はますます進み、65歳以上が40%を超える状況となっており、高齢者の方々より、投票には行きたいが、決められた投票日には体調の不安があり、投票することができない。できれば期日前投票をしたいのだが、受付で誓約書用紙に自分の名前と住所を書くのも嫌だ。このようなことをしなくてもすぐに期日前投票できればという声が出ております。

ことし7月の参院選において、芦別市と奈井江町が選挙投票はがきの裏面に誓約書欄を設け、氏名、住所を事前に記入できる様式に変更し、期日前投票所で即投票できるようにし、投票率がアップし、また高齢者から大変喜ばれていると聞いております。本町もこのような期日前投票様式をぜひとも取り入れていただきたく、行政の考えをお伺いいたします。

3件目、道道芦別砂川線（上砂川市街地）歩道整備事業の進行状況について、下記のとおりお伺いいたします。本件につきましては、事業計画として、旧JR東鶴駅前から文珠交差点間の道道北側350メートルに幅2.5メートルの歩道整備をするもので、平成21年度から24年度までの4カ年計画で、今年度の予定として用地測量（歩道整備するための新道路境界の測量）と物件調査（道路工事に係る家屋等の調査）となっておりますが、現在までの今年度の進行状況についてお伺いいたします。

また、平成23年度予定として、用地買収（歩道整備に必要な土地の買収）予定、物件補償（歩道整備に係る家屋等の補償）予定となっており、来年度が本番にてさまざまな問題が出ると予想されますが、この件につきましては町政執行方針に明記されておりますように、非常に重要な整備事業であり、工事完成目指しての当行政としての最大限の努力をお願いいたします。

以上をもちまして質問を終了いたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの3番、斎藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、清野技師長。

○技師長（清野勝吉） 3番、斎藤議員の1件目、朝陽台公園と道道芦別砂川線、朝陽台バス停連絡階段凍結防止による転落防止策についての質問にお答えいたします。

朝陽台団地改良住宅につきましては、炭鉱住宅を除却し、住宅地区改良事業として平成3年度から平成5年度の3カ年において13棟104戸を建設し、団地内に公園、緑地、広場、集会所等の施設が整備された団地であります。道道芦別砂川線へ通じる連絡階段につきましては、平成4年度に団地内公園入り口の遊歩道から取りつけ整備した階段であります。階段の形状につきましては、幅3メートル、高さが3.5メートルで、コンクリート製の階段で、階段中央部分には安全対策としてステンレス製の手すりが設置されているものであります。この階段につきましては、ご指摘のとおり朝陽台バス停までの連絡階段として通勤、通学者のほか多くの地域住民の方が利用されており、また冬期間においても一部住民の方により除雪が行われ、階段の確保がなされ、冬期間の利用もできるようになっているものであります。

議員ご質問の除雪作業の軽減のために連絡階段への凍結防止材の設置についてでございますが、冬期間の凍結防止策といたしましては融雪剤の散布やロードヒーティング、さらにはことし町民センター玄関前に設置いたしましたゴム製マットを

設置するなどの方法が考えられますが、この連絡階段の形状は急勾配であることから、安全で効果があり、除雪作業に支障のない方策についてさらに検討する必要があるものと考えております。

また、除雪体制でございますが、町営住宅における通路等の共有スペースにつきましては、全町的に地域住民の方、もしくは入居者の皆さんにより行われており、この連絡階段の除雪方法につきまして地元自治会においてその方法について検討されているようでございますが、解決策が見出せない状況にあるとのことですので、地域住民の利用度も高いことをかんがみ、一部の方に負担をかけることなく、地域住民全体での協力による除雪体制の構築と除雪作業の負担軽減並びに安全で効果的な凍結防止に対する対応方法等、地元自治会と協議を行い、よりよい方法について今後検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、1件目の答弁といたします。

続きまして、3件目のご質問、道道芦別砂川線歩道整備事業の進行状況についてお答えいたします。

道道芦別砂川線歩道整備につきましては、平成4年度から下鶉橋より順次整備が進められ、平成16年までに東鶉歯科診療所まで歩道が整備されたものであります。また、中央小学校前から文珠交差点までの延長480メートルの南側の歩道につきましては、既定の歩道幅員3.5メートルを3メートルから3.25メートルに縮小し、用地測量調査や補償交渉も含め、平成14年から16年までの3カ年をかけて整備されたところであります。

ご質問の東鶉から文珠峠までの北側350メートルの歩道整備の現在までの進捗状況でございますが、本区間は地域住民の生活道路及び通学路として利用頻度が高い反面、交通量が多く、さらに冬期間の積雪時には相当危険な状況にあることから、歩行者及び運転者の安全を確保するため、北海道開発予算要望や空知開発期成会要望、各政党

要望会などを通じて歩道の早期整備について北海道に要望してきたところであります。地元といたしましては、平成20年2月に地権者14名の戸別訪問による意向調査を実施するなどして、できる限りの協力を努めてきたところであります。このことから、北海道においては物件調査や用地測量のほか、補償交渉等についてこの歩道整備を平成21年度から平成24年度までの4カ年で整備する計画とし、実際の歩道整備にありましては平成24年度の着手予定となっているものであります。なお、補償交渉がスムーズに進み、早期着工が図れるよう、歩道幅員を2.56メートルに縮小して整備することとし、昨年10月には地権者14名を対象とした住民説明会を行ったところであり、出席者からはおおむね理解をいただいたところであります。

このような経過の中で、平成21年度については実施設計を行い、本年度につきましては歩道整備に係る新道路の用地測量調査を10月末までに終了し、道路工事に係る物件調査については来年3月までに終了することとなっており、当初示された事業計画どおり順調に進んでいるところであります。また、本年度の事業計画でございますが、本年度の調査結果をもとに、歩道整備に必要な用地買収及び歩道整備に係る物件補償交渉を行うもので、地権者との具体的な物件補償交渉に入ることになりますが、議員ご指摘のとおり、補償交渉においてはさまざまな問題が生じることも想定されますので、北海道とのさらなる連携を図り、今後においても町として最大限の努力をしてまいりたいと考えており、平成24年度確実な着工に向け努力してまいります所存でありますので、ご理解賜りたく、答弁といたします。

○議長（堀内哲夫） 次、西村総務課長。

○総務課長（西村英世） 3番、斎藤議員の2件目、選挙における期日前投票者の投票受け付け時誓約書への氏名、順書の記入省略についてのご質問にお答えをいたします。

各選挙における投票につきましては、選挙期日、

いわゆる投票日に投票所において投票することを原則としておりますが、期日前投票制度は投票日当日に仕事や外出、旅行などの事由により投票所へ行けないと見込まれる選挙人が公示日、または告示日の翌日から投票日の前日までの期間に期日前投票所において投票することができる制度で、平成15年12月の公職選挙法の改正によりまして、従前の不在者投票より選挙人が投票しやすいように要件を緩和して設けられた制度でございます。期日前投票しようとする場合は、その理由を申し立て、申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならないと定められております。

本町における期日前投票の状況であります。制度開始後の平成16年7月の参議院議員選挙で期日前投票者数が417人、当日有権者数の9.9%で、本年7月執行の参議院議員選挙では518人、14.7%となっております。人数で101人、投票率で4.8ポイント増加している状況にあります。本町の期日前投票所では、受付にて宣誓書に氏名、住所などを記入することといたしておりますが、複数の方が一度に来られた場合などに混雑が生ずることや特殊な雰囲気の中で文字を書くことに抵抗を感じられる方もおられますので、混雑の緩和や人前で文字を書くことを苦手とする方への配慮につきまして何らかの改善が必要であると認識をしているところでございます。

議員からご提案のありました入場券の裏面に宣誓書の様式を設けて、投票する人が事前に自宅で記入ができるようにするといったことにつきましては、ご指摘のとおり本年の参議院議員選挙から近隣市町におきまして行われた実績がございまして、本町におきましても投票率の向上と期日前投票所の混雑緩和や投票しやすい環境づくりにつながるものと思われますので、法的に誤りがないよう、道選管とも協議を行いながら実施に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（斎藤勝男） ございません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第43号 議案第44号 議案第45号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第3、議案第43号から日程第5、議案第45号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第43号 上砂川町生活安全条例の制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第43号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 上砂川町生活安全条例の制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第44号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第44号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第45号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第45号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 平成22年度上砂川町土地開発造成事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第3号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第6、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、総務文教常

任委員長及び厚生建設常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第72条及び第74条の規定により、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第7、派遣第2号議員の派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますので、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に議案1件、意見書案6件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第46号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第46号平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第46号平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

本文をご参照ください。平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億8,290万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

平成22年9月17日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第46号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出補正予算、1、歳入、19款町債1,440万円の追加で、1億6,010万円となります。

1項町債、同額であります。

2款繰越金510万円の追加で、3,643万円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1,950万円の追加で、24億8,290万円となります。

2、歳出、11款災害復旧費1,950万円の追加で、2,176万3,000円となります。

2項その他公共施設災害復旧費1,950万円の追

加で、2,175万円となります。

歳出合計が1,950万円の追加で、24億8,290万円となります。

第2表、地方債補正、1、追加、起債の目的、町道鶉下鶉線（下鶉地区）復旧事業。限度額1,440万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、4.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができる。

事項別明細書4ページ、歳出でございます。3、歳出、災害復旧費、その他公共施設災害復旧費、1目公共施設災害復旧費1,950万円の追加で、2,175万円となります。15節工事請負費でございますが、8月23日から24日にかけての大雨により発生いたしました被害状況につきましては、過日ご説明をさせていただきましたが、町道鶉下鶉線排水管用復旧工事と中町工業団地のり面復旧工事に係る事業費が確定いたしましたので、計上するものでございます。

初めに、町道鶉下鶉線復旧工事業業でございます。既設の町道を開削し、現在60センチの排水管用を1メートルの排水管用に布設がえを行い、土盛り方式により原形に復旧する工事で、工事費につきましては1,350万円を計上するものでございます。また、この町道に埋設されております水道本管につきましても、開削工事となりますことから布設がえを行うもので、事業費90万円を計上するものであります。この工事期間でございますが、工期につきましてもおおよそ2カ月となりまして、その間車両等については通行どめとなり、道道を迂回をしていただくこととなりますが、歩行者につきましては仮歩道の設置を行い、通行に支障のないよう配慮してまいります。また、水道本管の布設が

えに当たりましても、地域への給水は現状どおり行い、住民生活に支障のない対応をいたします。

この復旧工事に当たりましての住民周知でございますが、町広報等によりお知らせをすることとしておりますが、地域住民の皆さんにつきましては該当地域であります下鶉、緑が丘両自治会と協議の上、混乱が生じないように周知をしていきたいと考えております。さらに、この町道は、朝駒工業団地の誘致企業の従業員の方が通勤に利用しておりますので、各企業を通じまして従業員への周知も行うこととしております。

次に、中町工業団地のり面復旧事業でございます。地すべり箇所420平米を土盛りにより復旧する工事で、工事費といたしまして420万円を計上するものであります。また、こののり面に水道給水管が埋設されており、この水道給水管の布設がえと量水器の取りかえの工事費として90万円を追加するものでございます。

以上の事業によりまして、工事費合計で1,950万円を計上するものでございます。

次に、歳入でございます。2、歳入、町債、町債、3目災害復旧債1,440万円の追加で、1,440万円となります。町道鶉下鶉線復旧工事について、交付税措置のある公共施設災害復旧債を計上するものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金510万円の追加で、3,643万円となります。不足となる財源につきまして、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

これより順次、質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第46号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 平成22年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第11号

○議長（堀内哲夫） お諮りいたします。

日程第9、意見書案第11号から日程第14、意見書案第16号まで6件の意見書案の本文は相当量となっておりますので、本文読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号から意見書案第16号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

日程第9、意見書案第11号 道路の整備に関する意見書について議題といたします。

2番、水谷副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（水谷寿彦） 道路の整備に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 水谷寿彦

賛成議員 数馬 尚 高橋 成和

横溝 一成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させ

ていただきます。

意見書案第11号 道路の整備に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号 道路の整備に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第12号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、意見書案第12号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書について議題といたします。

水谷副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（水谷寿彦） 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 水谷寿彦

賛成議員 齋藤勝男 大内兆春
柳川暉雄

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第12号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第12号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第13号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、意見書案第13号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書について議題といたします。

5番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（高橋成和） B型肝炎問題の早期全面解

決を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 高橋成和

賛成議員 齋藤勝男 数馬 尚

横溝一成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第13号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第13号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第14号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、意見書案第14号
後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書について議題といたします。

7番、川上議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（川上三男） 後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様
提出議員 川上三男
賛成議員 斎藤勝男 大内兆春
横溝一成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第14号 後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第14号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号 後期高齢者医療制度を即時廃止し、国庫負担の抜本的増額を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第15号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、意見書案第15号
21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様
提出議員 斎藤勝男
賛成議員 水谷寿彦 高橋成和
柳川暉雄

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第15号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第15号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第16号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、意見書案第16号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書について議題といたします。

3番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（斎藤勝男） 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 数馬 尚 高橋 成和

大内 兆春

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第16号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月17日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第16号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましてはすべて終了いたしましたので、平成22年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前10時55分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 堀内哲夫

署名議員 大内兆春

署名議員 川上三男

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.15	9.17
1	堀 内 哲 夫	○	○
2	水 谷 寿 彦	○	○
3	斎 藤 勝 男	○	○
4	数 馬 尚	○	○
5	高 橋 成 和	○	○
6	大 内 兆 春	○	○
7	川 上 三 男	○	○
8	横 溝 一 成	○	○
9	柳 川 暉 雄	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.15	9.17
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	勝 又 寛	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	道 藤 秋 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
総 務 課 長	西 村 英 世	○	○
企 画 振 興 課 長	林 智 明	○	○
技 師 長	清 野 勝 吉	○	○
住 民 課 長	高 木 則 和	○	○
福 祉 課 長	山 本 丈 夫	○	○
税 務 出 納 課 長	中 島 隆 行	○	○
消 防 長	川 下 清	○	○
教 育 次 長	永 井 孝 一	○	○
福 祉 医 療 セ ン タ ー 参 事	高 橋 良	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.15	9.17
議 会 事 務 局 長	是 洞 春 輝	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○